

特記仕様書

令和4年度Ver

契約番号	2022109176
工 事 名	土地改良事業関連(高棚町地内)配水管布設替工事

(適用範囲)

- 第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。
- ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
 - ・工事請負契約書
 - ・愛知県企業庁発行土木工事標準仕様書
- なお、土木工事標準仕様書は、愛知県企業庁ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

- 第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

- 第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
- なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目		明示事項		内容	参考明示	
Ⅰ	工法関係	①	工事施工関係	1	工法指定	指定工種及び工法			
						工法指定する理由			
			2	仮設工事	仮設工法				
					仮設工法選定条件				
			3	仮設備	仮設備の構造				
					仮設備の施工方法				
					仮設備の設計条件				
			4	薬液注入	設計の前提条件				
					施工区分				
					材料種類				
					施工範囲				
					削孔本数及び延長				
					注入量及び注入圧				
					周辺環境調査の内容				
		○	5	現場発生品	品名・規格・数量	乙筐・マンジョイント・サドル・仕切弁・弁柵等の再利用可能品			
					引渡場所・運搬距離	安城市現業事務所			
					再使用の有無	現業事務所にて再使用資材を確認する。			
		6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量					
				品質・性能					
				引渡場所・運搬距離					
		7	部分使用	部分使用箇所					
				部分使用時期					
		8	振動測定	部分使用目的					
				振動測定					
		②	工事用道路	○	1	一般道の使用	搬入経路	現道使用	
							搬出経路	現道使用	
							使用期間	工事期間中	
							使用時間帯	9:00～17:00 昼間施工	
							使用中・使用後の処置内容	使用後の補修は監督員と立合い協議すること	
				2	仮道路	仮設道路の構造			
						安全施設等の設置内容			
						安全施設等の設置期間			
						工事終了後の存置・撤去			
						維持補修の内容			
		③	品管	1	品質管理	品質管理に関する条件			
Ⅱ	工程関係	①	関連工事	○	1	関連工事	関連する工事名及び発注者	排水路改修工事(鮫川地区) 安城市産業環境部農務課	
							関連する工事内容	本工事全般	
							調整結果内容	工事受注者間で施工時期の調整が必要 交通規制による迂回路設定の調整が必要	
							施工に係る条件	占用申請許可後に施工する	
				2	公共補償工事等 他管理者協議	管理者名			
						協議結果内容			
						施工に係る条件			
						協議成立見込時期 (未了の場合)			
				○	3	占用支障物件協議	占用支障物件名	他占用物、排水路等暗渠	
							協議結果内容	布設位置について、調整を行う	
							施工に係る条件	水道配水管との交差面離隔0.3m以上	
							協議成立見込時期 (未了の場合)	設計時支障無し、施工時その都度調整	

大項目		中項目	適用項目	小項目		明示事項			内容				参考明示					
		②	関係機関	1	交差協議	協議機関名												
						協議結果内容												
						施工に係る条件												
						協議成立見込時期 (未了の場合)												
				2	地元調整	調整結果内容												
						施工に係る条件												
				3	法令等手続き	手続き先機関												
						協議結果内容												
						施工に係る条件												
						協議成立見込時期 (未了の場合)												
Ⅲ	用地関係	①	用地関係	1	借地	場所及び範囲												
						時期及び期間												
						使用条件												
						復旧方法												
						工事に必要な土地の借地料												
				2	工事用地の復旧	場所及び範囲												
						時期及び期間												
						使用条件												
						復旧方法												
				○	3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分			一般的範囲、事前・事後								
							調査時期			着手前・完了後								
							調査方法			写真付き記録（必要に応じ所有者立会）								
							調査範囲			工事範囲内の隣接工作物等								
							調査項目			擦り傷、破損、ヒビ割れ、枯木等の樹木異常								
				4	立木伐採	対象範囲												
						処理方法												
				Ⅳ	安全策関係	①	安全策関係	1	交通安全施設	指定内容								
										指定期間								
								2	近接施工	近接する施設								
										施工方法・作業時間帯等								
								○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の 検定合格者 B・・・資格者以外	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会会則第20号）第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当（令和3年7月から愛知県内93路線）							○
											上記該当路線名			主要路線名 ほか				
配置位置	配置人数		時間								交替要員	期間	備考					
	A	B																
作業起終点											2	9:00～17:00	有	7.5日間				
交通誘導警備員配置図																		
交通誘導警備員配置期間算出表																		
Ⅴ	建設副産物	①	建設発生土								1	建設発生土の利用	搬入元利用方法		数量	土質区分	片道 運搬距離	
				現場利用条件	土質試験	項目												
						箇所・数												
					土質改良													
					仮置き場													
				○	2	建設発生土の搬出	搬出先		数量	土質区分	片道 運搬距離	備考	○					
							改良工場		8.9m3	第3種 建設発生土	8.6km	三水工業(株) 新田改良土センター						
							※ 但し数量は変更対象とする。											
							現場利用条件	土質試験	項目									
									箇所・数									
								土質改良										
								仮置き場										

大項目		中項目	適用項目	小項目		明示事項		内容			参考明示	
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類	数量	処理等施設 処理等施設	片道 運搬距離	処理方法 受入条件等	○
							建設汚泥 (舗装切断等に係るもの)	0.163m3	中間処理施設	50km以内		
							As塊	1.9m3	中間処理施設	6.6km		
							Co塊	0.1m3	中間処理施設	6.6km		
							廃プラ等	23.1m3	中間処理施設	4.5km		
							金属類	0.1m3	中間処理施設	8.8km		
					※ 但し数量は変更対象とする。							
VI	資料の確認	①	資料の確認	1	地質調査報告書の貸与							
				2	測量成果簿の貸与							
				3	用地境界杭の確認資料提示							
				4	測量基準点の確認資料提示							
				5	地下埋設物の確認資料提示							
				6	設計委託成果の貸与							
VII	その他	①	その他	1	調査・試験等に対する協力							
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種							
				3	仮設材運搬費	名称						
						規格						
						所在地						
運搬距離												
			備考									

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。
但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 予定週工程表を箇所図を添えて提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目の内、主要資材、施工方法の監督員による段階確認等、施工管理計画の品質管理、管理測定箇所図、写真撮影箇所図については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真及び進行状況を示す図を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第12条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)」は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(埋設物の事前調査)

第13条 工事施工区間に占有物(下水道・ガス・NTT等)がある場合は、事前に占有者と立ち会いを行い、埋設位置・深さ等を把握すること。

(境界杭の復旧)

第14条 工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動(逃げ、戻し)については、地権者立会いの下で行うこと。

(現場代理人の常駐)

第15条 本工事は、現場代理人の常駐を必要とする工事である。

(架空線等上空施設)

第16条 受注者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(水道工事留意事項－石綿事前調査結果報告システム)

第17条 水道配管設備を撤去又は補修等する工事であり請負金額100万円以上の場合は、石綿管の有無を問わず登録すること。

(水道工事留意事項－設計配管資材等の疑義)

第18条 設計書内の配管資材等に疑義のある場合は、公告時において質疑書により確認すること。

(水道工事留意事項－設計要綱の適用)

第19条 施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、受注者の判断によることなく、監督員とよく打合せをすること。

(水道工事留意事項－照査報告書の提出)

第20条 工事内容照査報告書のほかに、公道分切替の所有者等へ作業内容及び復旧内容を説明し報告書を提出すること。

(水道工事留意事項－水道配水管布設の技術者配置)

第21条 水道配水管用ポリエチレン配は「水道配水管用ポリエチレン配管施工講習」、の受講者が施工すること。また受講証を施工前に提示すること。

鋳鉄管耐震継手型は「日本水道協会の配水管工技能講習(小口径一般継手・耐震継手、口径500mm以上は大口径)の、

配水管技能者登録証を持つ者を配置し、登録証(有効期限5年)を施工前に提示すること。

作業は上記の登録者又は、日本ダクトイル鉄管協会のJDPA継手接合研修(耐震管呼び径450以下、口径500mm以上は耐震管呼び径500以上)の、受講証を持つ者が施工すること。また受講証を施工前に提示すること。

(水道工事留意事項－当該工事に関する給水装置工事主任技術者の指名)

第22条 給水装置工事を行う場合は、工事打合簿にて「本工事に関して、水道法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者として、

〇〇〇〇を指名する。」と記し、資格証の写しを添付し提出すること。

(水道工事留意事項－水道配水管及び給水管のポリニクス二層管の仕様)

第23条 ポリニクス二層管(PP管)は口径40mm以下は材質「PE100」とする。

継手資材は、PP管同士の接続は融着継手(樹脂継手)、止水栓等との接続は改良耐震強化型継手(金属継手)とする。

(水道工事留意事項－給水引込管の口径50mmの仕様)

第24条 水道配水管用ポリエチレン管(ISO外径)とする。第一止水栓はPE挿口付ソフトソール支管弁-丸ハンドルとする。

(水道工事留意事項－水道用識別マーカーの設置)

第25条 水道用識別マーカーを設置するときは、水道管上30cmの位置に垂直に設置すること。

(水道工事留意事項－バルブ操作時の事前打合せ)

第26条 水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水・住民周知方法等について事前に打ち合わせをすること。

(水道工事留意事項－石綿管の撤去)

第27条 本工事において石綿管を確認した場合は「石綿障害予防規則」を遵守し、適切な防護及び作業並びに保管、運搬処分をすること。

(水道工事留意事項－工事完了図面の完了時提出)

第28条 工事完了図面(しゅん工図)及びCADデータを工事完了時に提出すること。このとき、CAD図面については監督員と協議のうえ省略することができる。

(水道工事留意事項－公道分切替台帳及び写真の完了時提出)

第29条 公道分切替台帳と現地と添付図の整合の確認ができる写真を、工事完了時に提出すること。

写真は、分水装置、分水抜き取りコア、分水栓先継手材、給水引込み管材、官民境界下の土被り、引込み位置確認用の寸法、引込管最小曲げ半径の遵守確認、EF融着継手材及び位置確認用の寸法、第一止水栓及び継手材、第一止水栓位置確認用の寸法、第二止水栓及び継手材、メーターBOX位置確認用の寸法、メーター二次側の配管材

(水道工事留意事項－工事日報の提出)

第30条 水道配管作業を行うときは、作業内容等を施工日ごとに記録し、工事記録とともに完了時に提出すること。

この日報には、配管図(EF継手チェックシート等と整合すること)、作業内容、作業車両、使用資機材、現地作業員、交通整理員、その他監督員と協議し必要と定めた事項を記録するものとする。

工事日報のある日の工事記録(該当日付欄)は、「工事日報に記す。」とし省略できるものとする。

(水道工事留意事項－他事業関連工事との施工調整)

第31条 主体工事である他事業の受注者と施工時期の調整を毎週行い監督員に報告すること。

(水道工事留意事項－他事業関連工事区域内の水道管支障等についての対応)

第32条 本工事契約期間内また関連する他事業工事区域内において、他事業工事に伴い水道施設が支障となる場合は、本工事の主旨を踏まえ他事業工事受注者と調整のうえ対応すること。

また、他事業工事受注者による折損事故等においても、監督員へ報告のうえ対応すること。

(完全週休2日制・週休2日制工事)

第33条 本工事は他事業工事の関連工事であり、主体工事の進捗に左右されるもので、制度に沿う物ではないため適用外とする。

(工期設定条件)【参考明示】

第34条 工期を参考明示する。

他事業工事完了予定期間	－	R5. 3. 23予定
準備期間	90日間	
実働日数	8日間	
雨休による不稼働日	6日間	
工事を施工しない日	－	
洪水日数(梅雨期及び台風期を対象)	－	
その他作業不能日	20日間	
他事業工事完了後の水道単独工事	－	
後片付け期間	20日間	書類作成等の期間で工事実働期間ではない。

工事完了期間の20日前までに現場工事は完了させておくこと。